

脱炭素に向けた取組に関する連携協定書

王寺町(以下「甲」という。)と大和信用金庫(以下「乙」という。)は、綿密な相互の連携によって王寺町内における脱炭素への取組を促進し、もって王寺町の発展に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

(連携項目)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の密接な連携・協力により、次に規定する王寺町内における脱炭素に資する事項とする。

- (1) 王寺町内における脱炭素への意識醸成及び取組促進
- (2) 中小企業における脱炭素に向けた設備投資を促進・支援する取組
- (3) 一般家庭における電気自動車(EV)・太陽光発電設備・家庭用蓄電池等の設置を促進・支援する取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、王寺町内における脱炭素に向けた取組

(協定の期間)

第2条 本協定の有効期間は、本協定書の締結日から令和13年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(協定書に定めのない事項)

第3条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、第1条に規定する連携項目の実施に当たり知り得た秘密情報を第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は前文に定める目的以外の目的に利用してはならない。ただし、以下の事項は、除くものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっているもの
- (2) 相手方から開示された後、開示を受けた当事者の責によらずに公知となったもの
- (3) 相手方から開示された時点で、既に開示を受けた当事者が保有していたもので、その旨を遅滞なく相手方に通知したもの
- (4) 法令に基づき、正当な権限を有する公的機関から開示要求されたもの

2 甲及び乙は、本協定終了後も前項の規定による秘密保持の義務を負うものとする。

(反社会的勢力)

第5条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員その他暴力団又は暴力団員に準じる反社会勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和6年8月16日

甲 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1-23

王寺町

王寺町長



乙 奈良県桜井市大字桜井281番地の11

大和信用金庫

理事長

